

金融監督の概要

(参考資料)

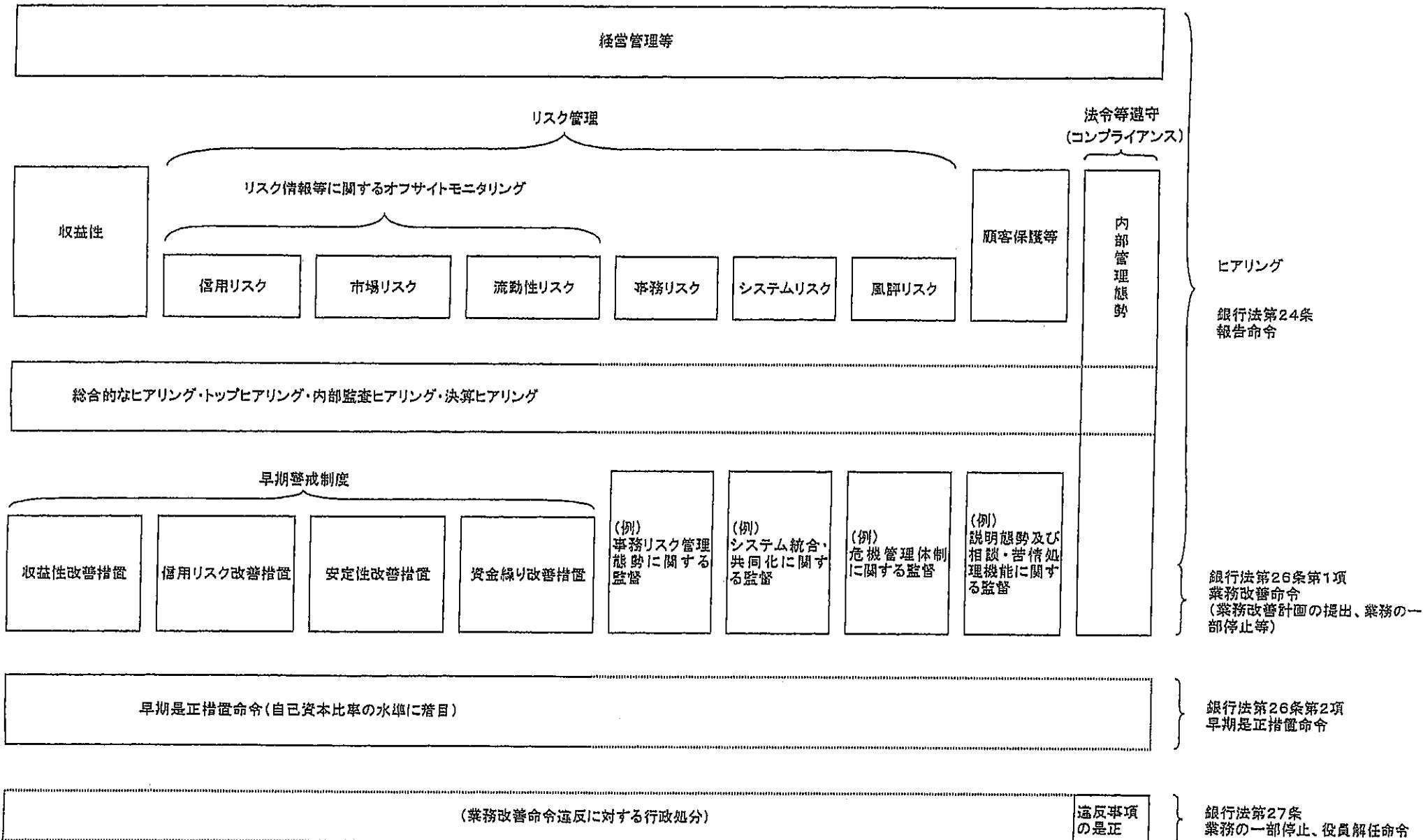
2005年3月

金融庁 監督局

【参考資料】

——監督上の評価項目と行政上の手法について（メモ）——

(監督上の手法)



早期是正措置の概要

区分	自己資本比率		措置の概要
	国際統一基準	国内基準	
1	8% 未満	4% 未満	原則として資本の増強に係る措置を含む経営改善計画の提出及びその実行命令
2	4% 未満	2% 未満	資本増強計画の提出及び実行、配当又は役員賞与の禁止又は抑制、総資産の圧縮又は増加抑制、高金利預金の受入れの禁止又は抑制、営業所における業務の縮小、営業所の廃止、子会社又は海外現法の業務の縮小、子会社又は海外現法の株式の処分等の命令
2の2	2% 未満	1% 未満	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令
3	0% 未満	0% 未満	<p>業務の一部又は全部の停止命令 但し、以下の場合には第二区分の二の措置を講ずることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 金融機関の含み益を加えた純資産価値が正の値である場合。 ② 含み益を加えた純資産価値が正の値と見込まれる場合。 <p>なお、同区分に属さない金融機関であっても、含み損を加えた純資産価値が負の値である場合や、負となることが明らかに予想される場合は、業務停止命令を発出することができる。</p>

(注1) 全ての金融機関に対し、流動性不足等を原因とする業務停止命令(銀行法第26条第1項、第27条)を発出することがある。

(注2) 第2区分又は第3区分に該当する金融機関であっても、当該金融機関が合理的と認められる経営改善計画を策定し、同計画が比較的短期で確実に達成できると見込まれる場合は、当該金融機関の属する区分より上の区分の措置を講ずることができる。

自己資本比率規制の概要

○ 国際統一基準(BIS基準)

[対象金融機関・・・海外営業拠点(海外支店又は海外現地法人)を有する金融機関]

[算式] 基本的項目 + 補完的項目 - 指定項目	$\geq 8\%$
自己資本比率 = <hr style="width: 100%; border: 0; border-top: 1px solid black; margin-bottom: 5px;"/> リスク・アセット	

- (参考) 1. 基本的項目(Tier1)とは、資本勘定(資本金、法定準備金、剰余金等)の額をいう。
2. 補完的項目(Tier2)とは、①その他有価証券の評価差益(注)の45%、②不動産の再評価額の45%、③一般貸倒引当金(リスクアセットの1.25%が算入の上限)、④負債性資本調達手段(Upper Tier2としては永久劣後債等、Lower Tier2としては期限付劣後ローン等)の合計額をいう。

(注)損益ネット後の値が正である場合。損益ネット後評価損が発生する場合は税効果調整後の全額をTier1より控除。
3. 但し、補完的項目の額は、基本的項目の額を限度として算入が可能。また、補完的項目におけるLower Tier2は、基本的項目の額の1/2を限度として算入が可能。
4. 控除項目とは銀行間における意図的な資本調達手段の保有に相当する額をいう。
5. リスク・アセットとは、資産の各項目にそれぞれのリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額をいう。
6. リスク・ウェイトの例
リスク・ウェイト0%・・・国債、地方債、現金等。 リスク・ウェイト10%・・・政府関係機関債等
リスク・ウェイト20%・・・金融機関向け債権 リスク・ウェイト50%・・・抵当権付住宅ローン
リスク・ウェイト100%・・・通常のローン

○ 国内基準

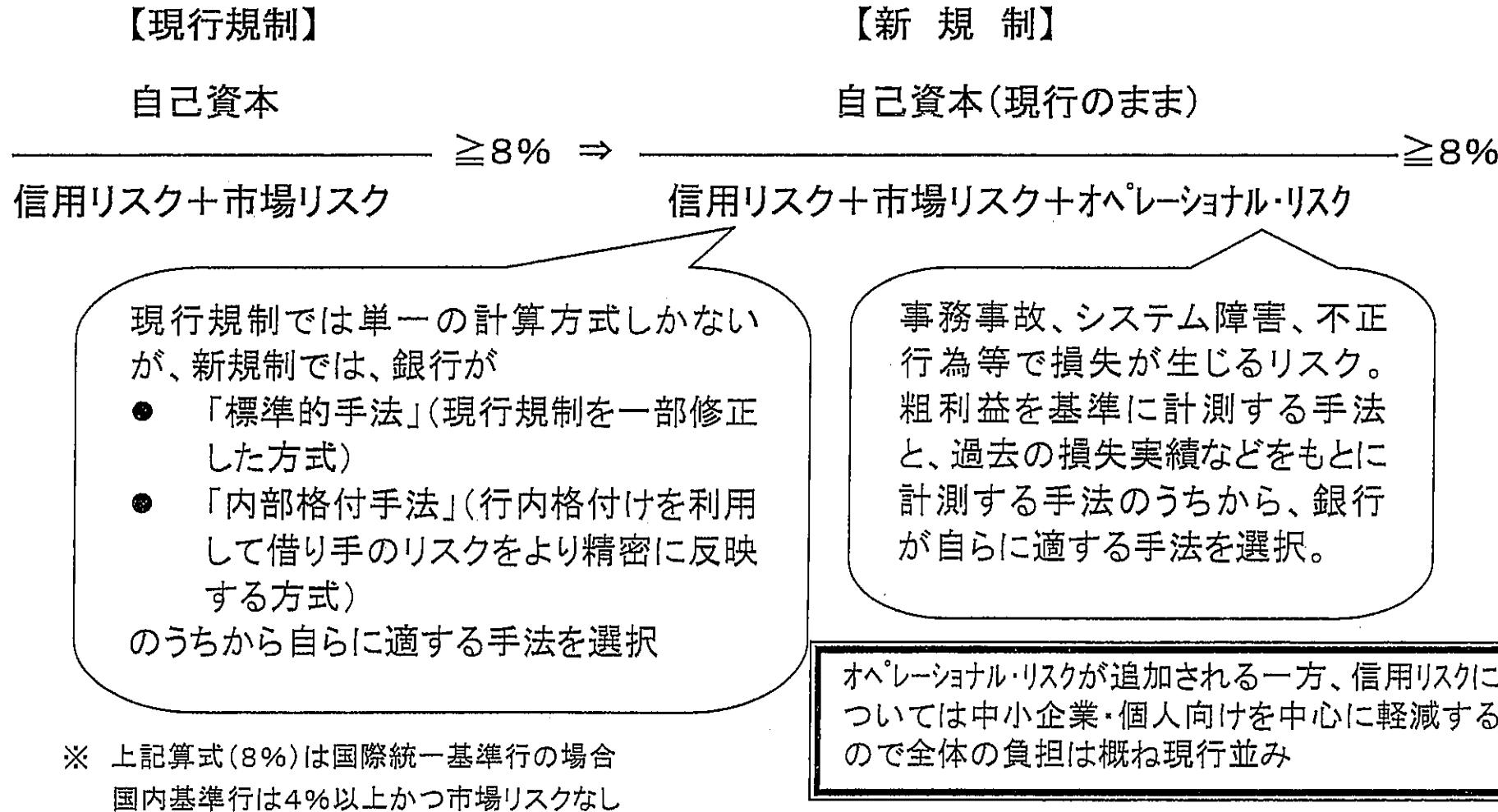
[対象金融機関・・・海外営業拠点のない金融機関]

[算式] 基本的項目 + 補完的項目 - 指定項目	$\geq 4\%$
自己資本比率 = <hr style="width: 100%; border: 0; border-top: 1px solid black; margin-bottom: 5px;"/> リスク・アセット	

- (参考)その他有価証券の評価差益(注)については、国際統一基準と異なり、補完的項目及びリスクアセットに算入しない。

(注)損益ネット後の値が正である場合。損益ネット後評価損が発生する場合は国際統一基準と同様の取扱い。

新しい自己資本比率規制のポイント



早期警戒制度について

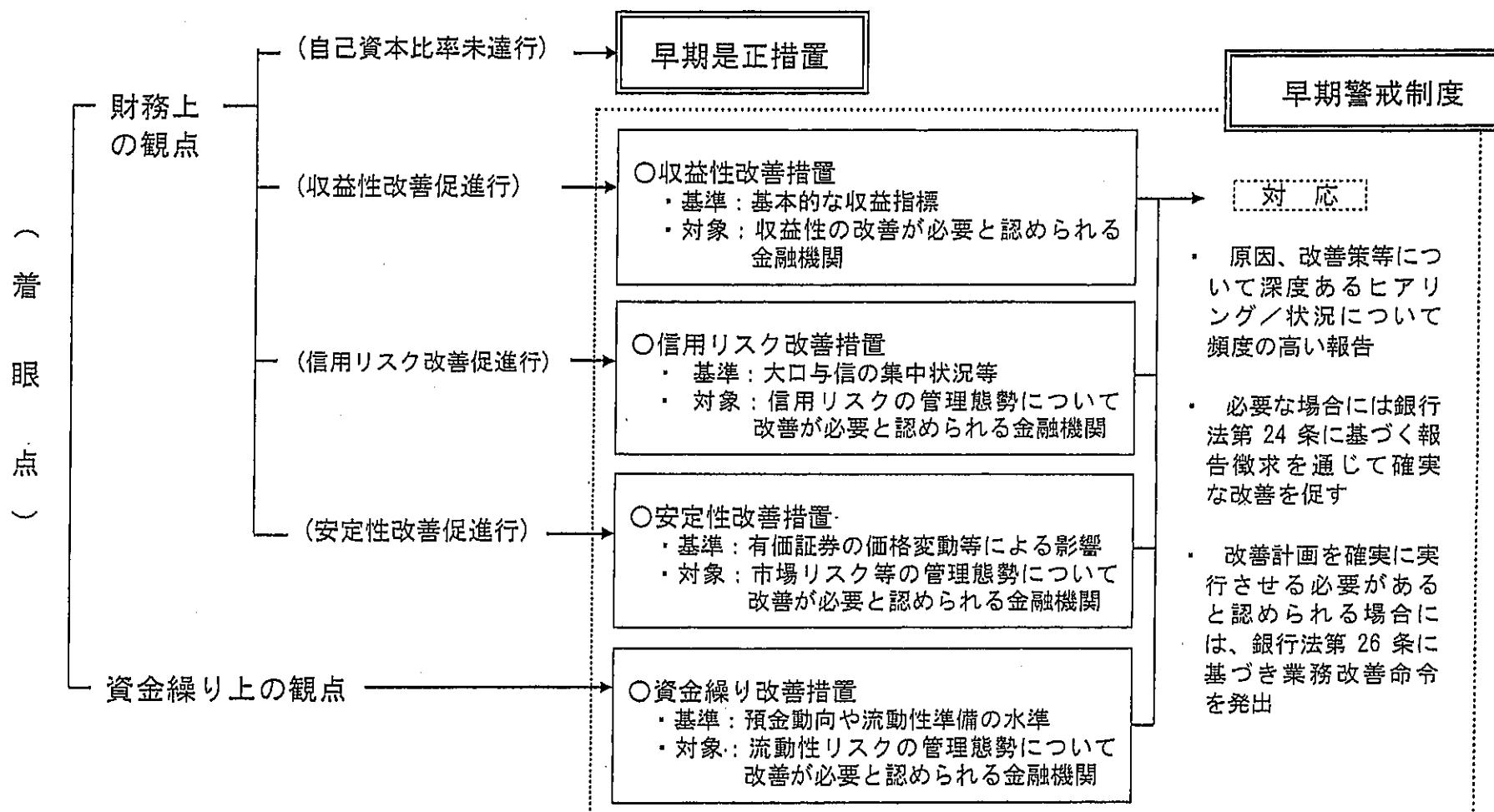
○ 金融再生プログラム（抄）

（才）「早期警戒制度」の活用

自己資本比率に表されない収益性や流動性等、銀行経営の劣化をモニタリングするための監督体制を整備する。

○ 意義

金融機関の経営の健全性を確保していくための手法としては、法第26条第2項に基づき、自己資本比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない金融機関であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善の取組みがなされる必要がある。



（着
眼
点）

地域銀行の主なオフサイト・モニタリングの年間スケジュール

(平成16年5月31日現在)

銀行における決算・ディスクロージャー	主な当局報告		分析・評価・ヒアリング・フィードバック		
	財務会計情報	リスク情報(注1)	ヒアリング等	財務会計情報	リスク情報
7月	ディスクロ誌	日計表等	市・流	本事務年度の監督に当たっての重点事項を策定・公表	個別銀行のデータ整備
8月	四半期決算公表	日計表等	市・流・信	トップヒアリング(9月まで)	決算分析
9月	中間決算	日計表等	市・流		
10月		日計表等	市・流		
11月	中間決算公表	中間決算状況表 日計表等	市・流・信	決算ヒアリング	決算分析
12月		中間業務報告書 経営実態報告 日計表等	市・流	総合的なヒアリング	分析、フィードバック、ヒアリング
1月	(中間ディスクロ誌)	日計表等	市・流		
2月	四半期決算公表	日計表等	市・流・信	トップヒアリング(3月まで)	決算分析
3月	決算	日計表等	市・流		
4月		日計表等	市・流		
5月	決算公表	決算状況表 日計表等	市・流・信	決算ヒアリング	決算分析
6月		有価証券報告書 業務報告書 経営実態報告 日計表等	市・流	総合的なヒアリング	

(注1) リスク情報において「市」:市場リスク、「流」: 流動性リスク、「信」: 信用リスク

(注2) このほか必要に応じて、内部監査ヒアリング等を実施することとする。

(注3) 当該年間スケジュールは適宜変更を行うことがあり得る。

(注4) 各財務局は創意・工夫により、オフサイトモニタリング業務の効率的・効果的な実施に努めるものとする。